2 認証要件

2.1 概要

認証要件は、大きく2つのパターンに分けられます。

- 【1】アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目 修得又は関係機関における研修修了によって体系的に修得している場合
- ➡審査規則第3条第1号に基づく申請(以下「1号申請」という。)
- 【2】体系的な教育の機会は得られていないものの、十分な実務経験と調査研究実績 をもって同等と認められる場合
- ➡審査規則第3条第2号に基づく申請(以下「2号申請」という。)

1号申請、2号申請の認証要件を表にまとめると以下のようになります。

申請区分	認証要件				
	イ知識・技能等	ロ実務経験	ハ調査研究能力		
				紀要の論文等	アーカイブズ に係る 調査研究実績
1号申請	准認証アーキビスト の認定	3年以上	修士課程相当 を修了	_	
	科目修得・ 研修修了		上記以外	1点以上	1点以上
2号申請	_	5年以上	修士課程相当 を修了	_	2点以上
			上記以外	1点以上	

1号申請、2号申請の各要件の詳細については、 $7\sim13$ 頁を参照のこと。

なお、申請者ご自身がどちらに該当するかについては、次頁のフローチャートで確認 できます。

【注意事項】

・ 認証アーキビストの審査は、原則、申請者が申請した区分(1号申請又は2号申請) に沿って実施します。

【参考】申請区分、要件の早見表

1号申請、2号申請のどちらに該当するかは、以下のフローチャートで確認できます。

准認証アーキビストの認定を受けている、又は公文書管理法施行後(平成 23 年度以降)、以下のいずれかの科目を修得、研修を修了していますか。(詳しくは $7\sim10$ 頁を参照)

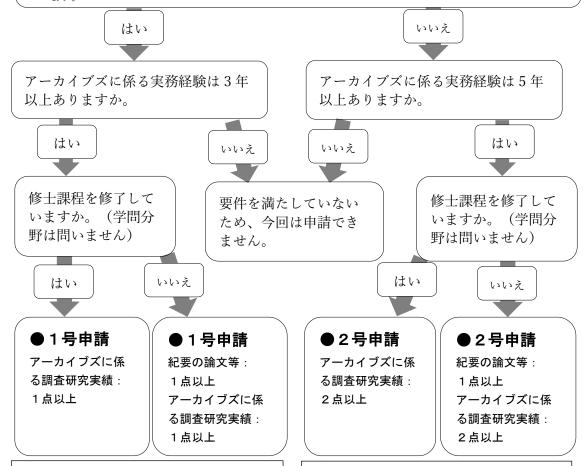
【科目】

- ・学習院大学大学院 人文科学研究科アーカイブズ学専攻
- ・大阪大学 アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース
- ・島根大学大学院 人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム
- ・昭和女子大学大学院 生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラム
- ・東北大学大学院 文学研究科認証アーキビスト養成コース
- ・中央大学大学院 文学研究科アーキビスト養成プログラム
- ・筑波大学大学院 人間総合科学学術院情報学学位プログラム及び人文社会ビジネス科学学術院 人文学学位プログラム
- ・別府大学大学院 文学研究科史学・文化財学専攻アーキビスト養成プログラム

【研修】

- ・国立公文書館アーカイブズ研修 I 及びⅢ (※両研修の修了が必要)
- ・国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ (長期コース)

※諸外国における大学院修士課程の科目・関係機関の研修の内容が、認証アーキビスト審査規則別表 1 (本書 10 頁を参照) に示されたアーキビストとして必要な知識・技能等を満たすか否かは、認証委員会が個別に判断します。



詳しくは本書 12~13 頁参照

詳しくは本書7~11頁参照

2.2 1号申請の要件

ここでは1号申請の要件に係る詳細について記載しています。2号申請については、 12頁をご覧ください。

【1】アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目修 得又は関係機関における研修修了によって体系的に修得している場合

(審査規則第3条第1号に基づく申請)

○次の「イ 知識・技能等」、「ロ 実務経験」、「ハ 調査研究能力」について、いずれも 基準に達していると認められる場合に認証されます。

イ 知識・技能等

<u>准認証アーキビストの認定を受けている</u>、又は以下のいずれかの<u>大学院修士課程の科目</u> を修得、いずれかの**関係機関の研修**を修了していること。

大学院修士課程の科目

大学院名	科目名	
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻(計 24 単位) (平成 23 年度以降の修得に限る)	 ・アーカイブズ学概論 I (4単位) ・アーカイブズ学概論 II (4単位) ・アーカイブズ管理演習 (4単位) ・デジタルアーカイブズ演習 (4単位) ・アーカイブズ学演習 (8単位) 令和3年3月以前については下記の科目とする。 	
	・アーカイブズ学理論研究 I (4単位) ・アーカイブズ・マネジメント論研究 I (4単位) ・アーカイブズ・マネジメント論演習 I (4単位) ・アーカイブズ・マネジメント論演習 II (4単位) ・アーカイブズ学演習 (8単位)	
大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース(計 12 単位)(令和 3 年度以降の修得に限る)	 ・アーカイブズ学講義(2単位) ・アーカイブズ学演習(2単位) ・アーカイブズ・マネジメント論講義(2単位) ・情報管理法(2単位) ・法政情報処理(2単位) ・著作権法(2単位) 	
島根大学大学院人間社会科 学研究科認証アーキビスト 養成プログラム	・情報法制論(2単位) ・アーカイブズ管理論特殊講義 I (2単位) ・アーカイブズ学理論特殊講義 I (2単位)	

(計 12 単位) (令和 3 年度以降の修得に 限る)	・アーカイブズ学特殊講義(2単位) ・アーカイブズ学特別演習 A(2単位) ・資料保存論(2単位)
昭和女子大学大学院生活機 構研究科生活文化研究専攻 アーキビスト養成プログラム (計 12 単位) (令和 4 年度以降の修得に 限る)	 ・歴史文化研究 I H (アーカイブズ理論) (2単位) ・歴史文化研究 I F (アーカイブズ史料論) (2単位) ・歴史文化研究 I I (アーカイブズ情報論) (2単位) ・歴史文化研究 I J (アーカイブズ実習) (2単位) ・歴史文化演習 I E (アーカイブズ演習) (2単位) ・歴史文化研究 I G (アーカイブズ史) (2単位) 令和6年3月以前については下記の科目とする。 ・歴史文化研究 I H (アーカイブズ理論) (2単位) ・歴史文化研究 I F (アーカイブズ史料論) (2単位) ・歴史文化研究 I I (アーカイブズ情報論) (2単位) ・歴史文化研究 I J (アーカイブズ演習) (2単位) ・歴史文化研究 I G (西洋史研究) (2単位) ・歴史文化研究 I G (西洋史研究) (2単位)
東北大学大学院文学研究科 認証アーキビスト養成コース (計12単位) (令和4年度以降の修得に 限る)	 ・アーカイブズ学特論(2単位) ・アーカイブズ学研究演習(2単位) ・史料管理学 I (2単位) ・記録遺産保全学特論(2単位) ・デジタルアーカイブ特論(2単位) ・情報関係法令論(2単位)
中央大学大学院文学研究科 アーキビスト養成プログラム (計 14 単位) (令和 5 年度以降の修得に限る)	・インターンシップ (アーキビスト実務研修) (2単位) ・アーカイブズ法制論 (2単位) ・地域アーカイブズ論 (2単位) ・図書館情報学特講 A (2単位) ・図書館情報学特講 B (2単位) ・アーカイブズ学研究 A (2単位) ・アーカイブズ学研究 B (2単位) ・記録管理学特講 A (2単位) ・記録管理学特講 B (2単位) ※アーカイブズ学研究 A 及び同 B または記録管理学特講 A 及び同 B のいずれかを選択

筑波大学大学院人間総合科学学術院情報学学位プログラム及び人文社会ビジネス科学学術院人文学学位プログラム(計12単位)(令和5年度以降の修得に限る)

- ・アーカイブズ (2単位)
- ・博物館情報メディア(2単位)
- ・知的財産と情報の安全(2単位)
- ・デジタルヒューマニティーズ (2単位)
- ·情報組織化(2単位)
- ・記録情報管理(2単位)
- ·日本史特講ⅢA(1単位)
- ・日本史特講IIIB(1単位)
- ・日本史特講VA(1単位)
- ・日本史特講 VB (1単位)

※情報組織化及び記録情報管理または日本史特講Ⅲ A、ⅢB、VA及びVBのいずれかを選択

別府大学大学院文学研究科 史学・文化財学専攻アーキ ビスト養成プログラム (計14単位) (令和6年度以降の修得に 限る)

- ・アーカイブズ学研究 A(2単位)
- ・アーカイブズ学研究 B(2単位)
- ・アーカイブズ研究 I (2単位)
- ・アーカイブズ研究 II (2単位)
- ・アーカイブズ研究Ⅲ(2単位)
- ・アーカイブズ研究IV(2単位)
- ・アーカイブズ研究 V(2単位)

関係機関の研修

関係機関名	研修名
独立行政法人国立公文書館 (平成 23 年度以降の修了に限る)	・アーカイブズ研修 I 及びIII ※両研修の修了が必要
大学共同利用機関法人人間文化研究機 構 国文学研究資料館 (平成 23 年度以降の修了に限る)	・アーカイブズ・カレッジ(長期コース)

なお、諸外国における大学院修士課程の科目又は関係機関の研修の内容が、認証アーキビスト審査規則別表 1 ※に示されたアーキビストとして必要な知識・技能等を満たすか否かは、認証委員会が個別に判断します。

【注意事項】

- ・大学院修士課程の科目修得と関係機関の研修修了の両方が必須ではなく、どちらか一 方で構いません。
- ・平成22年度まで(公文書管理法施行以前)に、科目を修得した又は研修を修了した者

については、2号申請で申請してください。

- ・修得した大学院修士課程の科目のうち、「大学院名」欄の括弧内に示す年度の範囲外で 修得した科目がある場合は、2号申請で申請してください。
- ・国立公文書館アーカイブズ研修 I 及びⅢのうち、いずれか一つでも平成 22 年度まで (公文書管理法施行以前) に修了した者については、2 号申請で申請してください。

※認証アーキビスト審査規則別表1 知識・技能等の内容

・技能等	・アーキビストの使命、倫理と基本姿勢の理解・公文書等に係る基本法令の理解・アーカイブズに関する基本的な理論及び方法論の理解・資料保存に関する理解・デジタル化・電子文書・情報システムに関する知識
専門的知識・技能等	 公文書等の管理・保存・利用に関する知識 所蔵資料及び目録に関する知識 情報公開等関係法令に関する知識 アーカイブズ機関に関する知識 保存修復及び保存科学に関する知識 海外のアーカイブズに関する知識 情報化・デジタル化等に関する知識 職務遂行に必要とされる技能 職務全体に係るマネジメント能力

- ・単位数は、計12単位を標準とし、計10単位を下らないものとする。
- ・研修時間数は、計135時間を標準とし、計110時間を下らないものとする。

□ 実務経験

職務基準書に定める職務に知識・技能等を活かして、<u>3年以上従事</u>した経験を有していること。

「職務基準書に定める職務」とは、公文書等の評価選別・収集、保存、利用、普及に大別されます。職務基準書では、その職務を、4つの大分類(評価選別・収集、保存、利用、普及)、9つの中分類(指導・助言、評価選別、受入れ、保存整理、目録整備、利用審査、利用者支援、利用の促進、連携)と、22の小分類に分けて示しています(詳しくは本書 47 頁、よくある質問A3-1 を参照)。実務経験はこの内のいずれかで構いません。なお、実務経験を積む機関は公私の組織、国内外を問いません。

「**3年以上従事**」とは、「職務基準書に定める職務」に従事した日から申請書類提出期

限の日までの間で、一週間当たり3日以上(1月の勤務日数13日以上)の勤務日数による3年(36 か月)以上の実務経験とします。一週間当たり2日以下(1か月当たりの勤務日数が13日未満)の場合は、本書48頁、よくある質問A3-5をご参照ください。なお、就業時の役職・採用形態(常勤・非常勤)は問いません。

八 調査研究能力

- (1) <u>修士課程相当を修了</u>した者は、<u>アーカイブズに係る調査研究実績</u>を1点以上有する こと。
- (2)修士課程相当を修了していない者は、**アーカイブズに係る調査研究実績**及び**紀要の 論文等**を各1点以上有すること。

「修士課程相当を修了」とは、情報収集や専門的な調査研究を実施する基本的な能力を有する、以下の者となります(詳しくは本書50~51 頁、よくある質問 A4-2 を参照)。

- (1)修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者 なお、「ハ調査研究能力」では、情報収集や専門的な調査研究を実施する基本的な能力を「修士課程相当を修了」として要件設定しているため、その学問分野は問いません。

「アーカイブズに係る調査研究実績」とは、職務基準書で示した職務やその職務を遂行する上で必要となる知識・技能等に係るもので、以下の条件を満たしたものが必要となります(詳しくは本書 50 頁、よくある質問 A4-1 を参照)。

- (1)申請者の単独、分担又は共同の執筆物であって、文章に論理的な整合性があること。
- (2)申請時までに公表された又は公表予定が明らかな書籍、論文、研究ノート、書籍等の翻訳物、書評、調査報告、資料紹介、業務報告書その他の成果物であること。

「紀要の論文等」とは、「修士課程相当を修了」と同程度の能力を有することを確認するため、以下のものが対象となります(詳しくは本書 $51\sim52$ 頁、よくある質問 A4-6 を参照)。

- (1) 学術雑誌等に掲載された論文又は研究ノート
- (2) 各機関が発行する紀要等に掲載された論文又は研究ノート
- (3) その他認証委員会が認めた著作物

なお、学問分野は問いません。

2.2 2号申請の要件

ここでは2号申請の要件に係る詳細について記載しています。1号申請については、 7頁をご覧ください。

【2】体系的な教育の機会は得られていないものの、十分な実務経験と調査研究実績を もって同等と認められる場合

(審査規則第3条第2号に基づく申請)

○次の「ロ 実務経験」、「ハ 調査研究能力」について、いずれも基準に達していると認められる場合に認証されます。

□ 実務経験

職務基準書に定める職務に知識・技能等を活かして、<u>5年以上従事</u>した経験を有していること。

「職務基準書に定める職務」とは、公文書等の評価選別・収集、保存、利用、普及に大別されます。職務基準書では、その職務を、4つの大分類(評価選別・収集、保存、利用、普及)、9つの中分類(指導・助言、評価選別、受入れ、保存整理、目録整備、利用審査、利用者支援、利用の促進、連携)と、22の小分類に分けて示しています(詳しくは本書 47 頁、よくある質問 A 3-1 を参照)。実務経験はこの内のいずれかで構いません。なお、実務経験を積む機関は公私の組織、国内外を問いません。

「5年以上従事」とは、「職務基準書に定める職務」に従事した日から申請書類提出期限の日までの間で、一週間当たり3日以上(1か月当たりの勤務日数が13日以上)の勤務日数による5年(60か月)以上の実務経験とします。一週間当たり2日以下(1か月当たりの勤務日数が13日未満)の場合は、本書48頁、よくある質問A3-5をご参照ください。なお、就業時の役職・採用形態(常勤・非常勤)は問いません。

八 調査研究能力

- (1) <u>修士課程相当を修了</u>している者は、<u>アーカイブズに係る調査研究実績を2点以上</u> 有すること。
- (2)修士課程相当を修了していない者は、**アーカイブズに係る調査研究実績**を**2点以** 上及び**紀要の論文等**を1点以上有すること。

「**修士課程相当を修了**」とは、情報収集や専門的な調査研究を実施する基本的な能力を有する、以下の者となります。(詳しくは本書 50~51 頁、よくある質

問 A4-2 を参照)

- (1)修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者なお、「ハ 調査研究能力」の要件では、情報収集や専門的な調査研究を実施する基本的な能力を「修士課程相当を修了」として要件設定しているため、その学問分野は問いません。

「アーカイブズに係る調査研究実績」とは、職務基準書で示した職務やその職務を遂行する上で必要となる知識・技能等に係るもので、以下の条件を満たしたものが必要となります(詳しくは本書50頁、よくある質問A4-1を参照)。

- (1) 申請者の単独、分担又は共同の執筆物であって、文章に論理的な整合性があること。
- (2) 申請時までに公表された又は公表予定が明らかな書籍、論文、研究ノート、書籍等の翻訳物、書評、調査報告、資料紹介、業務報告書その他の成果物であること。

「紀要の論文等」とは、「修士課程相当を修了」と同程度の能力を有することを確認するため、以下のものが対象となります(詳しくは本書 $51\sim52$ 頁、よくある質問 A4-6 を参照)。

- (1) 学術雑誌等に掲載された論文又は研究ノート
- (2) 各機関が発行する紀要等に掲載された論文又は研究ノート
- (3) その他認証委員会が認めた著作物

なお、学問分野は問いません。